

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成27年7月22日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：田中委員長 他

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただ今から原子力規制委員会の定例会見を始めたいと思います。

早速ですが、皆様からの質問をお受けしたいと思います。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから、質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。どうぞ、ミヤジマさん。

○記者 FACTAのミヤジマです。

先週と同じ質問で恐縮なのですが、3号機のプールから燃料交換機をつり出すのは今月下旬にやるということなのですか、これについての現在のリスクについて、どのように委員長は考えておられるのか。この間は余り具体的なお答えがなかったので、それを伺いたいです。

○田中委員長 確におっしゃるように重量物だし、十分慎重につり上げるということで、今、取り組んでいただいていると思います。燃料ラックの上に落っこっているんですね。ですから、燃料集合体自身はラックの中に収まっているので、直接的には多分、そう大きなダメージはないと思いますが、くれぐれも落っこさないようにということが基本になると思います。

○記者 御案内のとおり、この作業のときは1Fの他の作業は全てストップする方向だそうです。これは500m先の免震重要棟の遠隔操作室でやるわけですね。すると、こちらの検査官及びこちらの最終チェックみたいなことは、もう現場任せということなのか、何がしか入念なチェックをしていただけるのか。遠隔で無人でというのは、これから1Fの中での私はキーワードだと思っていますし、今後の3号機のガーターですとか、全部つけるのも、全てそこに帰着していくわけなのですか、そういう遠隔、無人ということは確かに規則にはありませんが、実質的には最もクリティカルな話になるのですけれども、そういうところについて、現場の検査官を含めて、専門的な知識を含めて、どういう形でそういう作業をウォッチして監視していくお考えがあるのか。その辺のことを御説明いただきたいと私はいつも思っているのです。

○田中委員長 御指摘なのですが、そういった遠隔操作の技術とか、そういうものを評価できるような能力は私どもにはないのです。ですから、基本的には、何かトラブルが起こったときの安全上の観点は見なければいけないと思いますけれども、そういうことでなければ、あとは、どういうふうにつればきちっとできるかとか、遠隔でどうで

きるのかということまでは、技術的な問題ですから、そこまでは規制サイドとしては見切れないと思います。

○司会 他はいかがでしょうか。オイカワさん、どうぞ。

○記者 日経新聞のオイカワと申します。

来週の27日から川内原発で重大事故を想定した訓練がありますけれども、再稼働が近づく中で、重大事故を想定した訓練をすることの意味だとか、あるいは委員長が求めることをお聞かせください。

○田中委員長 今回行う訓練は、保安規定上に書かれていることがきちっとできるかどうかということを確認するという意味で行われるわけですね。ですから、それはきちっとできるかどうか、できることを確認するということがまず第一の目的です。

それから、今回の新しい規制の中では、重大事故が起きたとき、どういうふうにそれを緩和できるのか、マネージできるかという、いわゆるアクシデントマネジメントの様々な手だてを求めましたので、それがきちっと機能できる、うまく支えるかどうかというハード面は大体済んでいると思いますけれども、それをきちっと使いこなせるかどうかということを確認するという意味で、大変重要な訓練になると、単なる訓練ではないということだと思います。

○司会 他はいかがでしょうか。モトキさん、どうぞ。

○記者 NHKのモトキです。

今の川内原発の重大事故対策の訓練のことで続けてお尋ねしたいのですが、委員長おっしゃったように重要な訓練である。これは検査の対象としても重要だと思うのですが、もう一つ、事業者がこの間、事故対応の能力を確保するためにどんな訓練をやっているのか、その成果がどうなのかということ、この機会に、再稼働の前に、地域社会や、広く一般に対してきちっと示して説明する、そのために最大限訓練は公開されるべきであるとは私は考えていますが、委員長のお考えをお聞かせください。

○田中委員長 訓練がどういう形で行われるのか、私も全部は分かりませんので、多分、何日かにわたって行われるし、ちょっと耳に挟んでいるところでは、真夜中にもやるような話もありますので、どこまで公開するのか分かりませんが、一定程度は皆さんにも見てもらえるようなことは、これは私からというよりは、事業者でも考えているかもしれませんので、まず事業者ともよく御相談をさせていただいた方がいいと思います。ただ、事業者と私どもの立場で言うと、規制上の一つの義務をきちっと果たすということが、多分、事業者にとっては最も大事なことで、そういう意味では真剣に取り組んでもらえると思いますので、あとは、メディアとの関係は、私は今、それ以上は言えないですね。

○記者 分かりました。ただ、今回の訓練だけではないのですが、要は川内原発、

来月にも再稼働されると言われていますけれども、例えば、直近の弊社の世論調査などで見ても、再稼働に反対という意見が42%、賛成が19%といった形で、やはり反対が多い。一因としては、原発の安全性への不安が拭えないという人が多いからではないかと思うのですけれども、そうした中で再稼働させる以上、安全対策の取組について、やはり社会に対して丁寧な説明だったり、情報公開が求められると思うのですけれども、その意味で、九州電力のこれまでのそういった安全対策の取組の説明だったり、情報公開について、委員長の目から見て、本当に十分なのかどうか、そのあたり、どのようにお考えでしょうか。

○田中委員長 世論調査の数字だけを見れば十分とは言えないでしょうね。でも、これは説明したからその調査結果が変わるかというのと、それも私にはそうも思えないところもありますので、今後やはり事業者に求めることは、稼働させるのであればそういった事故のないように最善の努力をして、そのことをやはり国民の皆さんに見ていただくという、基本的なそういう構えが大事なのだと思います。

○司会 よろしいでしょうか。

○記者 すみません。しつこいようですけれども、見ていただくというのは、おっしゃったようにいろいろな状況もあるのかもしれませんが、例えば訓練などについても、最大限できる範囲で公開をするといったことも含まれるという理解でよろしいでしょうか。

○田中委員長 私個人的には、今日も申し上げましたけれども、順調にいついても、トラブルがあったらもちろんそうですが、そういったことも含めてできるだけ進捗の状況を国民の皆さんに、いろいろ不安に思っておられるでしょうから、そういうものを発信していくことの努力はした方がいいでしょうと、是非お願いしたいということを申し上げました。そのつなぎ役として、メディアの皆さんの役割があるのだと思うので、そこは是非事業者ともよく話し合っていたいただきたいと思いますけれども、これはちょっと私から強制する話でもないです。

○司会 はい、他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。シュゾウさん、どうぞ。

○記者 毎日のシュゾウです。

ちょっと話変わりました、今日の定例会の廃棄物の規制の話で、委員長の発言の中で、人工バリアのところで、制度的な対応を考えるべきだということをおっしゃっていたと思うのですが、これについてちょっとどういうお考えなのか教えていただけませんか。

○田中委員長 逆の言い方をすれば、10万年という今日、議論があったのですが、10万年を物理的にその安全を担保するというか、そういうことは多分言っても信用されませんね。多分それができるかも分かりません、10万年も。ですから、それだけで物理的な、人工的なことだけではなくて、制度というのは一定程度管理をしていくということと、それから、管理を手放す場合でも、その土地の利用を制限するとか、その土地に何らかの工夫をするとか、そういうことについて、やはり最後にも申し上げましたけれども、

国の関与というのがある一定程度必要なのだろうということなのです。

空理空論を展開するのは簡単です。廃棄物。でも、そんなことで廃棄物のこの問題は片付きませんので、現実には片付けなければいけないというところがありますから、当然そういうことを含めて考えていただくということになりますね。

制度的管理というのは、別に急に言い出したのではなくて、世界は大体そういうことが入っていますね。要するに、人工的なものとか、人工バリアとか天然バリアという、そういうものだけで担保できるという、それで説明できるようなものではないということも事実ですから、そういう考え方で取組んでいるところが多いです。

○記者 逆に、10万年という長い間、例えば土地利用制限という決まりを作ったとして、それがそれほど長期間効力を発効できるかどうかというのは、本当にそれで大丈夫なのかという疑問もあると思うのですが、その辺についてはいかがなのでしょう。

○田中委員長 おっしゃる意味は分かりますけれども、それを言い出したら切りがないのですね。まだ人類の歴史は10万年ないですよ。ある意味では、きちっとした。だから10万年後どうだと言われても、それはどういう社会になっているのか、人類がそもそもどうなっているのかだってなかなか予測できないところもありますけれども、一応今の段階でそういうことで、一遍に10万年先を予測するのではないというところが、制度的管理の1つの考え方なのです。

10万年間を完全に今の段階から担保するということは無理でしょうということから、制度的管理というのは考え方が入っていると私は理解しています。

○記者 ですから、逆に物理的にしっかり隔離しようと。どんな人が穴を掘っても、間違っても将来穴を掘っても、絶対にそこから漏れ出したり壊れたりするようなことがないように、物理的にきちんとバリアしましょうという方向に議論が行くのではないかなと。要は、その制度的なことは難しい。

○田中委員長 そうしたら、今から10万年前には人がいなかったとして、1000年前とかそういう範囲でもいいですけれども、今のようなボーリング技術があったわけではないし、大深度地下利用なんてあったわけではないわけです。

ですから、そんなことまで今から何か予測して対応するというのは、そこにはおのずと限界があるということを認めない限りは、この問題は片付かないということなのです。

○記者 その制度的管理というのは、大体どのくらいの間を想定されていますか。

○田中委員長 制度的管理は、ある意味では永遠ですよ。だから継承していくというか、人類がまともである限りにおいては、知見は継承できるわけですね。そういう努力をしていくということが、私は必要だと思います。

○司会 よろしいでしょうか。はい、他はいかがですか。よろしいでしょうか。では、一番後ろの方。

○記者 OurPlanet-TVのヒラノと申します。

委員長にお聞きしたいのですが、6月24日付で、復興庁の浜田副大臣から田中委員長宛てに、子ども被災者支援法に基づく支援対象地域の線量評価について質問が来たと思うのです。

その質問の内容としては、線量は下がっている傾向にあって、子ども被災者支援法に基づく支援対象地域の縮小・廃止を検討すべき段階にある。科学的に縮小・廃止すべき状況であることの確認をしておきたいと委員長宛てに来ていると思うのですが、これについて規制庁として翌日に回答しているのですが、なぜ公開の会議を開かずに規制庁として回答したのか。まず、それをお聞きしたいと思います。

○奥長官官房放射線防護グループ放射線対策・保障措置課課長補佐

放射線対策・保障措置課の奥と申します。

御質問の件について、御回答をさせていただきます。

回答ぶりについて、復興庁の方からは支援対象地域の縮小・廃止を検討する上での科学的な見解を求められたわけですが、回答として、モニタリングの結果という事実関係と、原子力災害対策本部が示している避難指示解除の要件である20mSv、それらを突き合わせて考えたときに、これは専門的な判断によることなく、事実関係として明らかに避難する必要性のある状況ではないという判断ができると考えまして、原子力規制庁のクレジットで御回答させていただいたということでございます。

○記者 委員長宛てに届いたものなのですが、委員長もこの認識でしょうか。

○田中委員長 規制庁の名前で回答するという点については、その内容も含めて私は確認しています。

○司会 よろしいでしょうか。

○記者 あと、避難すべき線量ではないということなのですが、何mSvから避難する線量ではないのか、田中委員長の見解をお聞きしたいのですが。

○田中委員長 それは規制委員会で前に安全・安心のところで、一応、現存被ばく状況というのは、今、1～20mSvで、年間20mSv以下になれば、国際的に見てもそこに住みながら線量の低減化を図るということを言われていて、そのことを我々はそれでいいということを申し上げています。

ただ、今回、事務方が調べていただいたのだけれども、その後、福島市とか伊達市とか、川俣とか二本松とか、いろいろなところで個人線量計で実際に計っていますが、ほとんど小・中学生の線量は、もう年間1mSvを超えるようなことはないのです。一部、大人で農家の人が畑作業などをした人で2～3mSvという人がいますけれども、それは何万人に数人という程度なのです。

元々自主避難というのは、97～98%以上の人が、みんなそこに住んでいたときに、自分は嫌だからというので避難したわけですから、国がどういうわけかそれを支援することになってしまったのだけれども、そもそも論からいうと、やはりそういうものなのだと私は思っていて、そのことはここに来る前から私はずっと申し上げていま

す。

○記者 2013年11月に帰還のための安心・安全検討チームで示されたものについては、国は個人の方々の選択を尊重しなければならないと。線量はもちろんですが、そのように記載されていて、避難の基準について、避難すべき線量ではないと言い切るようなところというのはどうなのでしょう。

○田中委員長 個人の判断、個人の責任で避難する分には、別にそれは自由なのではないですか。それについて、避難してはいけないとか、国がそんなことを言っていることは何もないと思います。それ以上のことを要求するのですか。

○記者 避難すべき線量ではないということは、帰還しなさいということになると思うのですが。

○田中委員長 いや、そんなことはないでしょう。実際には避難区域でもいまだに戻りたくない方は戻っていないし、そういうところについては尊重されているのではないですか。個人の判断については、そこまでは強制していないと思います。

○司会 最後でお願いいたします。もう一度お願いします。

○記者 そこに対しての支援の必要というのはどう思われているのか。

○田中委員長 そこにいた人の支援の必要というのはどういう意味ですか。元々自主避難の方というのは、避難する必要はないという判断をしたところの方たちが避難しているということでしょう。避難してくださいということと言われた方たちが避難しているということとは、ちょっと状況が違うと思います。

○司会 それでは、他にいらっしゃいますでしょうか。

続けてですか。

○記者 同じ関連で同じOurPlanet-TVのシライシと申します。

そうしたら、田中委員長に御確認なのですが、一応、今、人が居住している地域、あるいは避難解除される地域では、向こう30～40年は年間1 mSvが達成できないということは安心・安全検討チームの中で確認されたかと思うのですが、その間というのは、いわゆるICRPの現存被ばく状況の中の中間的な参考レベル、そういったものを設定するとか、20mSvと1 mSvの間の下方のバンドに指定することもできるのですけれども、それについて田中委員長は、数十年間必要あると考えているか、あるいはその必要はないと考えているか、そこを教えていただければと思います。

○田中委員長 そもそもICRPが言っている参考レベル、現存被ばく状況というものをどう考えるかということだと思うのです。ある程度の線量があるところは、時間をかけて生活をしながら線量の低減化を図っていった方がいいということは安全・安心のところでも申し上げましたし、そのようになっています。

そのためには、一人一人の行動によって全然被ばく線量が違うから、個人線量計を付けて、それをモニタリングしながら、それをウォッチして、生活指導とか、いろいろな

対策を立てた方がいいということも安全・安心の中に入っていますので、そういうことをしていった方がいいということを申し上げているのです。

○記者 ということは、現存被ばく状況の中で、いわゆる中間的な参考レベルを設定する必要はないとお考えということでしょうか。

○田中委員長 いや、それはできるだけ下げた方がいいのです。いいということになっています。だから、1と20の間は随分幅があるということもありますし、私自身は、ここに来る前ですけれども、前の政権時代に、子供やお母さん、お父さんが別々に生活するわけにもいかないので、子供の感受性というのを考えたりすれば、せいぜい5 mSvぐらいではないですかということを申し上げたことがあります。

○司会 すみません、これで最後にしていただけますか。

○記者 はい。ただ、個別に5 mSvという数字を検討、実際に2010年の段階で現存被ばくについては、日本の国はその段階というか、避難についてルールを決めていないわけですが、それについて、今後、例えば規制庁なり、規制委員会で具体的な数字として検討するというお考えはないと考えればいいのでしょうか。

○田中委員長 これは今後の福島県民がどのように復興に取り組んでいくかという意味では、非常に重要な課題なので、どこがやるかは別として、国全体として検討すべきものだとは思いますが。

被ばくの問題ですから、放射線審議会とか、そういうところが国の機関としては中心にならなければいけないのかもしれませんが、どういう形で進めるのがいいかというのは、今、私が具体的に申し上げる段階ではないですけれども、福島復興ということを考えたときには非常に重要です。

○司会 他はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の会見はこれで終わりにしたいと思います。御苦労さまでした。

—了—